

# 令和 6 年度白井市地域防災計画の修正に係る基本方針

## 1 修正の目的

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）に基づき、市町村に作成する責務があり、作成後は、市防災会議において毎年検討を加え、必要と認めるときには、修正しなければならないため、見直しを行うもの。

## 2 修正の基本的な考え方

- （１）地域防災計画の見直しは、毎年行うこと。
- （２）上位計画の見直しがあった場合は、整合を図ること。
- （３）最新の情報を収集し、実効性のある計画に整えていくこと。
- （４）修正点が多岐にわたるときには、優先順位を決めて進めること。

## 3 前回見直し（令和 4 年度）以降の動き

### （１）上位計画の修正等

〔令和 5 年度の修正〕

- 国防災基本計画：令和 5 年 5 月に修正（同年 5 月 3 1 日県通知）

〈主な修正内容〉

- ・最近の施策の進展等を踏まえた修正
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正
- ・令和 4 年に発生した災害を踏まえた修正

- 千葉県地域防災計画：令和 5 年 7 月修正（同年 7 月 1 4 日県通知）

〈主な修正内容〉

- ・防災基本計画修正を踏まえた修正
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策を踏まえた修正
- ・その他

〔令和 6 年度の修正等〕

- 国防災基本計画：令和 6 年 6 月修正（同年 7 月 2 日県通知）

〈主な修正内容〉

- ・最近の施策の進展等を踏まえた修正
- ・関連法令の改正を踏まえた修正
- ・能登半島地震を踏まえた修正

- 千葉県地域防災計画：令和 6 年 7 月現在、見直し中。

今年度中に修正を行う予定で、市町村への通知は年度末の見込み。

〔その他〕

●千葉県地域防災計画における被害想定との差異

- ・千葉県の地震被害想定は、平成26年度から27年度にかけて実施されたアセスメント調査（平成26・27年度千葉県地震被害想定調査）に基づき、平成29年8月に千葉県地域防災計画に位置づけられている。
- ・本市の地震被害想定は、令和2年度に実施した防災アセスメント調査において、千葉県の平成26・27年度千葉県地震被害想定調査や国の中央防災会議（2013）の結果等を踏まえ、国の中央防災会議において検討された南関東地震における直下のどこにでも起こりうる最大規模の地震を、白井市に最も影響を及ぼすことが危惧される地震及び被害想定として市の直下に設定したものの。
- ・県計画との差異については、市の被害想定が県の想定を若干上回っている状況であり、千葉県もその差異は承認している。

（２）市の状況の変化

- ・令和5年4月から大規模災害及びその他緊急事態の発生時に、迅速・的確な意思決定と関係機関との密接な連携・協力関係を確保しつつ、市役所内外の総力を挙げて緊急事態へ対応するため、危機管理監を登用し、危機管理体制の強化を図った。
- ・危機管理体制を実効性のあるものに強化するため地域防災計画の修正に先立ち、令和5年8月に、災害時の職員配備基準及び災害対策本部編成の見直しを行い運用している。
- ・令和6年度に組織改編があり、課の新設等があった。

4 令和6年度の見直しについて

- （１）地域防災計画の修正に先立ち昨年度見直しした災害時の職員配備基準及び災害対策本部編成と整合を図る。
- （２）上記（１）及び能登半島地震を踏まえた国・県計画等の最新の情報に基づく実効性ある計画に整えていく。
- （３）市計画に反映できていない令和5年度修正の県計画との整合を図る。
- （４）令和6年度の県地域防災計画の見直しについては、市への通知が年度末のことから、年度内の修正に間に合わない場合は、令和6年度中の修正は可能な範囲までとし、積み残しが生じる場合は令和7年度早期に修正を行う。
- （５）県の想定地震及び被害想定との差異については、市計画の被害想定が

県の想定を上回っている状況であるが、これを見直す場合、市で改めてアセスメントを実施することも含め修正が大規模になる。

現状では、市の被害想定が県の想定を上回っているため、備えとしては十分な対応となることから、本年度の修正については、市の災害活動体制等の実効性を高める部分の修正を優先し、被害想定については千葉県が令和８年度にアセスメント調査を実施する予定であることから、その結果を待って見直しを行うこととする。

（６）組織改編の内容を反映させる。

## ５ スケジュール予定

|             | 市                                                                                            | 国・県                            |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| ４月<br>～７月   | ・危機管理課内審議<br><br>（第１回～第１０回）                                                                  | ・国防災基本計画の修正（６月）                |
| ８月          | ・庁内推進委員会を通じた各課照会<br>※8/1～8/22 予定<br><br>・防災会議準備（委員構成の検討・承諾等）                                 |                                |
| ９月          | ・県計画の修正案を踏まえた市計画<br>修正案の検討                                                                   | ・県計画修正に関する市町村への<br>意見照会        |
| １０月<br>～１１月 | ↓<br>・素案作成                                                                                   | ・県計画修正に関するパブリック・コメント           |
| １２月         | ・市計画修正に関するパブリック・コメント※12/2～12/23 予定                                                           |                                |
| １月          | ・防災会議準備（資料送付等）                                                                               | ・県防災会議で修正案の決定                  |
| ２月          | ・防災会議（委嘱状交付・６年度修正の決定）<br><br>・千葉県（危機管理政策課・印旛地域振興事務所）への報告                                     |                                |
| ３月          | ・行政経営戦略会議への報告<br>・市議会へ行政運営報告<br>（計画書配布）<br><br>・各センター・図書館へ配架、ホームページへの掲載<br><br>・計画配布先へ差し替え依頼 | ・県計画修正の市町村への通知<br><br>・製本資料の送付 |

【参考条文】

●災害対策基本法（抜粋）

（市町村の責務）

**第5条** 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

（市町村地域防災計画）

**第42条** 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。